

2017年12月1日

お客さま各位

大阪商工信用金庫

預金口座付番に係る個人番号の利用目的の変更（追加）について

2015年9月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預金口座へのマイナンバー（個人番号、法人番号）の付番が2018年1月1日から開始されます。

このため、大阪商工信用金庫は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項に基づき、個人番号の利用目的を以下のとおり変更（追加）することをお知らせいたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される2018年1月1日からといたします。

変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

- ・ 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ・ 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ・ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ・ 預金口座付番に関する事務のため

※追加する個人番号の利用目的は、2018年1月1日より前にお届けいただいた個人番号についても適用されます。

以上